

一般社団法人幕張新都心まちづくり協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人幕張新都心まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉市美浜区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、幕張新都心中心地区において、様々な人的リソースや空間資源などを活用し、持続可能なまちづくりを実現することで、この地域に関係する企業・団体、就業者、及びこの街を訪れる人々にとっての新たな価値をもたらすとともに、他団体との連携を図ることで、幕張新都心ならではの魅力を創造し、街の価値を維持・向上させることを目的に活動に取り組む。

2 この定款において、幕張新都心中心地区とは、タウンセンター地区及び業務研究地区とそこに密接に関連する周辺エリアをいう。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 快適な都市環境の形成と保全に関する事業
- (2) 会員間の情報共有や親睦、福利厚生に関する事業
- (3) にぎわいの創出に関する事業
- (4) 景観デザイン基準に基づく都市景観の保全に関する事業
- (5) 電波障害対策施設管理に関する事業
- (6) 文化・芸術・スポーツ・エンターテインメント・観光の振興に関する事業
- (7) 防災・防犯及び安全対策に関する事業
- (8) 地域の課題を行政施策等へ反映させるために必要な諸活動
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業、その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告の方法は電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は、次の3種4区分（以下「会員」という。）とする。なお、会員に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める。

(1) 正会員

① 正会員A

幕張新都心中心地区に土地・建物を所有する法人、団体又は個人（以下「法人等」という。）

② 正会員B

幕張新都心中心地区に事業所を置く正会員A以外の法人等

(2) 賛助会員

正会員以外で当法人の活動を支援する法人等

(3) 特別会員

行政機関等で理事会が認めた法人等

2 第1項に定める正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人に入会しようとする法人等は、当法人所定の様式により申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定めるところにより会費を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 当法人を退会しようとする会員は、退会希望の3か月以上前に所定の退会届を提出し、理事会の承認を得たときに退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除く。

2 前項の規定による退会は、理事会が退会を承認し、かつ退会希望日が到来した日に退会したものである。

(除名)

第10条 当法人の正会員が、当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をし、又は正会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の決議によりその正会員を除名することができる。

2 当法人の正会員以外の会員について、前項の事由があるときは、理事会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当すると理事会が認定したときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員Aが、対象の所有する土地・建物を売却等したとき
- (2) 正会員Bが、対象の事業所を廃止し又は幕張新都心中心地区外へ退出したとき
- (3) 法人等については、解散したとき（自然人については、死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき）
- (4) 総会又は理事会において除名が決議されたとき

2 前項第1号に該当する事由により資格を喪失し退会する場合、その土地・建物の新たな所有者に対し、当法人の正会員Aとしての入会を促すものとする。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会費及び拠出金の不返還)

第13条 既納の会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第3章 総会

(種別)

第14条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員及び会費に関すること
- (2) 正会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 借入金
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第17条 当法人の通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の出席理事を議長に選出する。

(議決権)

第20条 正会員の総会における議決権は、総会において別に定める単位会費1口につき1議決権とする。

2 正会員は、議決権を分割して行使することはできない。

(決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第22条 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第23条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名押印又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員に属する者のなかから選任する。ただし、理事会が特に認めた場合は正会員から委任を受けた法人等の指名する者を選任することを妨げない。

2 前項の選任について、理事会が特に認めた場合は正会員に属する者以外から選任することができる。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、総会の決議によって選任する。なお、監事は当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事及びその配偶者又は3親等以内の親族等の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が業務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員として選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。

5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第26条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事又は監事に特段の業務を実施させる場合は、総会の決議により報酬を支給することができる。

(取引の制限)

第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第34条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事(業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る)又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) その他必要な事項

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事会において他の出席理事を議長に選出する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告事項)

第40条 代表理事は毎事業年度に4か月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを必要としない。ただし、前項の代表理事による報告はこの限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名押印又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第6章 部会

(部会の設置)

第43条 当法人の事業を円滑に遂行するために、理事会の決議により部会を設置することができる。

2 部会の運営については理事会において別に定める。

第7章 事務局

(設置)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は代表理事が理事会の承認を得て選任及び解任する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第45条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 許可、認可及び登記に関する書類

(5) 総会及び理事会の議事に関する書類

(6) 第48条に定める計算書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他法令で定める帳簿及び書類

第8章 計算

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画及び収支予算については、代表理事が作成し、理事会の決議を経て総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第49条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第50条 この定款の変更は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議、その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第10章 反社会勢力の排除

(暴力団排除)

第53条 当法人の会員、理事及び監事となる者は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを要し、その後も同様とする。

(1) 暴力団員等が経営に実質的に関与又は経営を支配していること

(2) 会員、理事及び監事自身若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等のために、暴力団員等を利用していること

(3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること

(4) 会員、理事及び監事自身が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第五条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっていること

2 会員、理事及び監事が前項に違反した場合、何ら通知催告の手続きを要しないで、即時当該会員の除名及び理事及び監事の解任をすることができる。また、当該会員、理事及び監事が前項に違反して当法人を除名及び解任された場合、当法人は、当該除名及び解任により被った損害を当該会員、理事及び監事に請求することができる。

第11章 個人情報保護

(個人情報保護)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第12章 附則

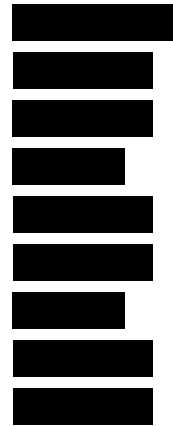
(最初の事業年度)

第55条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第56条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事



設立時代表理事

設立時監事

(設立時社員の氏名及び住所)

第57条 設立時社員の名称及び住所は、次の通りである。

住所 千葉県美浜区中瀬二丁目1番地
設立時社員 株式会社 幕張メッセ

住所 千葉県美浜区ひび野二丁目10番地3号
設立時社員 株式会社 グリーントワー

(法令の準拠)

第58条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人幕張新都心まちづくり協議会設立のための定款を作成し、
設立時社員が次に記名押印する。

令和8年3月23日

設立時社員

株式会社 幕張メッセ

株式会社グリーントワー